

# 国民健康保険



問合せ 国保ねんきん課 (本庁仮設庁舎西棟1階)

☎334113

## 8月に保険証が更新されます

本市の国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、7月31日(月)です(一部の人を除く)。8月1日(火)から使用する新しい保険証は、ピンク色で、7月上旬に郵送します。

現在使用中の保険証は、8月1日(火)以降に本庁仮設庁舎、各支所、出張所に返却するか、個人で廃棄してください。個人で廃棄する場合は、はさみで切るなどして、個人情報漏えいに注意しましょう。

また、保険証は1年間使用するものですので、紛失や破損などがないよう、大切に使いましょう。

## 納付書が7月中旬に届きます

第1期から3期まで(4月から6月まで)の国保税は、平成28年度の国保税を基礎に、仮算定していました。平成29年度の課税所得(平成28年中の所得)が確定したため、国保税の年税額を本算定しました。

第4期(7月)以降は、本算定した年税額から、課税された額(第1期から3期まで)を差し引き、残りの金額を9カ月間で調整した額を納めることになります。

### 均等割と平等割が軽減される世帯

7割軽減の世帯	前年の総所得金額等 ≤ 33万円
5割軽減の世帯	前年の総所得金額等 ≤ 33万円 + 加入者数 × 27万円
2割軽減の世帯	前年の総所得金額等 ≤ 33万円 + 加入者数 × 49万円

※前年の総所得金額等は、「世帯主」・「国保加入者」・「国保から後期高齢者医療制度へ移行した人」の前年の総所得金額等合算

## 保険税の軽減があります

### ■軽減判定所得の拡大

低所得者世帯には、均等割と平等割の軽減が法で定められています。

国保税の軽減判定所得の基準が見直され、平成29年度の本算定から、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が、次のように拡大されました。

■課税限度額(年間最高額は据え置かれました) 国保税額の算出額が課税限度額を超えた場合は、課税限度額が国保税額となります。

医療保険分	54万円
後期高齢者支援金分	19万円
介護納付金分	16万円
合計	89万円

### ■倒産や解雇などで離職した人は軽減されます

倒産や解雇、雇止めなどにより離職した「非自発的失業者」に対する国保税や高額療養費などの自己負担限度額が軽減される制度が実施されています。

### 軽減内容

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、該当する人の給与所得を100分の30とみなして保険税を決定します。給与所得以外は軽減されません。

### 対象者

次の3つすべてに当てはまる人が対象になります。

- ・国民健康保険に加入している
- ・離職日時点で、65歳未満
- ・離職時に交付された「雇用保険受給資格者証」の離職理由(数字2桁)が次のいずれかに該当する

### 倒産、解雇などによる離職

離職理由コード：11・12・21・22・31・32

### 雇用期間満了などによる離職

離職理由コード：23・33・34

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。問い合わせください。

## 加入・脱退の手続き

### ■加入

職場の健康保険などを喪失した後、任意継続または、他の健康保険に加入していない場合、国民健康保険の加入手続きが必要です。健康保険喪失日の翌日から14日以内に手続きをしてください。

### ◎必要なもの

- ・職場の「健康保険資格喪失証明書」など(被扶養者がいる場合は、被扶養者名と資格喪失年月日が明記してあるもの)
- ・身分証明書
- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・認め印

### ■脱退

職場の健康保険などに加入したときなどは、国民健康保険の脱退手続きが必要です。脱退手続きをするまでは、国民健康保険税が課税されたままになっているので、早めの手続きをしてください。

### ◎必要なもの

- ・職場の「健康保険証」または「健康保険資格取得証明書」
- ・現在お持ちの国民健康保険被保険者証(保険証)
- ・身分証明書
- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・認め印

※事業所や会社などは、国民健康保険の加入・脱退手続きは行いません。

## 入院や高額な外来診療を受けるとき

国民健康保険加入者が、入院または高額な外来診療を受ける場合には、「限度額適用認定証」の交付を受け医療機関などに提示すると、窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額以内になります。ただし、国保税の滞納がある場合は交付できません。（※特別な事情がある場合は、相談ください。）

また、70歳から74歳の人に限っては、市民税非課税世帯の人が交付対象になります。

70歳未満の市民税非課税世帯で、国保税の滞納がある世帯の人には、「限度額適用認定証」は交付できませんが、入院中の食事が減額される「標準負担額減額認定証」は交付できます。

なお、認定証は申請日の前月以前の適用はできませんので、早めに申請してください。

### ◎申請に必要なもの

- ・ 認め印
- ・ 保険証
- ・ マイナンバーカードまたは通知カード
- ・ 直前に納めた国保税領収書（口座振替・特別徴収以外の人）

## 有効期限が7月31日の認定証は更新を

8月1日(火)以降も、入院や高額な外来診療で認定証を必要とする人は、更新の手続きをお願いします。更新期間は7月3日(月)から8月31日(木)までです。

手続き後、窓口で即日交付しますが、国保税の納付確認ができない場合や、転入者で課税状況が不明などの場合は、8月中旬以降の

郵送になることがあります。

### 更新の条件

①70歳未満の人で、8月1日現在で国保税の未納がない世帯の人（納付期限が7月31日）までの国保税

- ・ 納付書で窓口納付の世帯の人は、7月中旬に納付書が届きますので、7月納期分を納めてから、申請をお願いします。
- ・ 口座振替の世帯の人は、これまでの納付状況によって、後日送付となる場合があります。

②70歳～74歳の市民税非課税世帯の人

※平成28年分の市民税未申告の人は、上位所得世帯の限度額適用区分で交付することになりますので、必ず事前に申告をしてください。

## 保健師が健康相談に訪問します

本市の国民健康保険に加入されている人で、健康相談が必要だと思われる人を対象に、保健師が健康相談のために自宅へ訪問します。医療機関の受診の仕方や日常生活での健康管理について相談ください。



# 国民年金

## 国民年金保険料の免除制度があります

病気や失業などの経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合は、所得に応じて保険料の全額もしくは一部が免除になる、保険料免除制度があります。

保険料免除や納付猶予、学生納付特例に該当すると、承認された期間（一部免除は残りの保険料を納付した期間）は、老後に受け取る老齢年金の支給資格期間の判定、障害年金や遺族年金などの納付要件を判定する際に、

問合せ  
国保ねんきん課（本庁仮設庁舎西棟1階）  
☎334105

納付されたものとして取り扱われます。

保険料を未納のままにしておくと、老齢年金はもちろん、障害年金や遺族年金も受けられなくなることがあります。納付が困難だと思われる人は、国保ねんきん課まで相談ください。

なお、免除された期間は、老齢年金の額を計算する際に、全額納めたときに比べて減額されますが、追納制度を利用すると、満額の年金額に近づけることができます。追納とは、免除を受けた期間の保険料を10年までさかのぼって納めることができる制度です。

## 平成29年度の国民年金保険料…月額16,490円

(平成29年7月現在)

免除の種類	所得判定対象者	納付すべき月額 ※1
全額免除	本人・配偶者・世帯主	0円
4分の3免除	本人・配偶者・世帯主	4,120円
半額免除	本人・配偶者・世帯主	8,250円
4分の1免除	本人・配偶者・世帯主	12,370円
納付猶予 ※2	本人・配偶者	0円
学生納付特例	本人	0円

※1：4分の3免除、半額免除、4分の1免除については、納付すべき月額を納めないと未納扱いになります。

※2：平成28年7月分から、対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

熊本地震の被災により保険料の納付が困難であるときには、災害による特例免除を受けられる場合があります。

詳しくは八代年金事務所 ☎35-6143 まで問い合わせください。